

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式により、秋山地区複合施設基本・実施設計業務を実施するため公告する。

令和8年4月13日

上野原市長 村上 信行

1. 目的

秋山地区の秋山老人福祉センター（YLO会館）は、昭和53（1978）年に竣工し、建築後48年が経過したことによる老朽化に伴い、現在施設を休止している状況である。また、上野原市役所秋山支所並びに市立病院附属秋山診療所においても、昭和55（1980）年、昭和58（1983）年にそれぞれ竣工し、建築後46年と43年が経過しており、老人福祉センターと同様に施設や設備の老朽化はもとより、機能面においても住民サービス等の維持に課題が生じている。

こうしたことから、「秋山複合施設建設の方向性（令和7年5月）」を基に、本市が目指す秋山地区の将来を見据えた地域の拠点となる未来像を明らかにし、施設整備の指針となる基本的な考え方を示す「秋山地区複合施設整備基本計画（令和8年3月）」を策定し、厳しい財政状況の中で機能性や効率性を可能な限り追求し、建設費はもとより、維持管理経費の節減に努めていくこととした。

「秋山地区複合施設基本・実施設計業務プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）は、これらを踏まえ、確かな技術力、豊富な経験及び柔軟かつ高度な発想力等を有し、本市とともに本業務に取り組むことができ、本市の考え方に柔軟に対応できる設計者を選定することを目的として実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称 秋山地区複合施設基本・実施設計業務

(2) 業務内容

ア) 設計者は、秋山地区複合施設基本設計業務を行う。

イ) 設計者は、秋山地区複合施設実施設計業務を行う。

ウ) 設計者は、上野原市や建設協議会、その他の関係者と協議調整を行い必要に応じて発注者支援を行う。

・建設地：山梨県上野原市秋山7131番地

・都市計画区域：外

・防火地域：指定無し

・敷地面積：約3,600㎡

・構造規模：鉄筋コンクリート造等／3階建て／延べ面積約1,500㎡

・工事概要：複合施設新築、外構整備等

(3) 趣 旨

本プロポーザルは、具体的な設計提案を求めるものではなく、関係者との意見調整を適切に行いながら、高度な発想力、設計能力及び地域の実情に精通した豊富な経験を有する設計者を選定するために実施する。

(4) 選定方法

本プロポーザルは公募型とし、書類審査（第一次審査）とプレゼンテーション及びヒアリング審査（第二次審査）による二段階の選定方式とする。

(5) 参加表明書提出期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）まで

(6) 技術提案書提出期間 令和8年4月28日（火）から令和8年5月29日（金）まで

3. 参加資格

公募型プロポーザルへの参加資格は、以下の要件を満たす者（以下「参加者」という。）とする。なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 参加資格

- ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 令和7－8年度上野原市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）で、「201：[建築関係コンサルタント]建築一般」の業種で登録されていること。
- エ) 公告日以降、契約締結までの間に、上野原市又は山梨県から指名停止を受けていないこと。
- オ) 山梨県内に本社・本店を有すること。
- カ) 山梨県内において平成18年4月以降に完成した新築・増築・改築で、庁舎又は公共施設の設計業務の実績を単独又は共同企業体（出資比率30%以上）として有すること。
- キ) 上記カ)の設計業務で、管理技術者又は主任技術者として業務実績のある技術者を直接雇用していること。

(2) 業務実施上の条件

- ア) 管理技術者は、一級建築士であること。
- イ) 管理技術者及び主任技術者は、各1名とすること。
- ウ) 管理技術者は、主任技術者を兼務しないこと。また、主任技術者及び各担当技術者は、他の分野の各担当技術者を兼務しないこと。
- エ) 本業務を一括再委託しないこと。

4. 応募に対する留意事項

- ア) 参加者の応募は、1点のみとする。
- イ) 参加者は、応募に関して建設協議会委員より直接又は間接的に支援を受けることはできない。
- ウ) 第二次審査への参加は、審査点の高い上位3者程度とする。
- エ) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルを実施する。参加者がいなかった場合には、参加表明書及び技術提案書の提出期限を延長し、再度公告する。この場合において、必要に応じて、参加資格や履行期間の変更を行うことがある。

5. 提出書類及び手続き・審査方法等

別添「秋山地区複合施設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領」に記載のとおり。